

辺境漢簡にみられる爵位事例への一考察

椎名 一雄

はじめに

かつて、西嶋定生氏が漢代二十等爵制を考察したおりに、公土や上造などの爵称を伴って個人を特定する表記形式に、いわゆる「名県爵里（人名・県名・爵称・里名）」が存在することから、爵が機能する「場」の最小単位を「里」と断定し、里内の身分秩序形成に爵が影響を与えていた、ことを述べている^①。その論拠となる「名県爵里」事例として挙げられた主要史料の一つが、出土史料「居延漢簡」であった。しかし一方で、西嶋氏も指摘するように、居延漢簡に所見する人名・里名が記載される個所には、爵称を伴わないものも存在する。このことについて西嶋氏は、①無爵者（おもに謫戍を想定）の存在、②爵称記載の省略、の二点を挙げている。また、居延漢簡の集成を行った永田英正氏は、爵称記載の有無について、記録の内容・種類によって記載方法が相違していることを理由に挙げる^③。

両氏の考察した時点より新たに加わったものも含め、いわゆる西北辺境地域から出土した居延漢簡・居延新簡^④・敦煌漢簡^⑤・額濟納漢簡^⑥（以下、四漢簡を総称して辺境漢簡群とする）を管見の限りみると、一般民が冠述されることが可能な爵称（士伍から公乘までの所謂「民爵」）を伴って記述される簡の内容・種類が、辺境漢簡群に所見する全体的な内容・種類と比較すると、明らかに限定されていることに気付かされる。このことは、爵称表記を必要とする書式と、そうでない書式の区別がなされていた、ことを示唆する。同時にそれは、爵が機能する特定な「場・状況

の存在を推測させる。

そこで本稿では、まず爵称表記がなされない書式について幾つかの事例を挙げ、爵称を必要としない理由を考える。その上で、爵称が記載される簡にのみ焦点を絞り、その形式・性質を分析することによって、爵が機能する「場・状況」について考察を試みる。

なお、周知のように、行論の素材とする出土史料は本来、使用されていた当時は、そのほとんどが一簡一簡を紐で綴じた「冊書」形式で存在していたと考えられるが、出土時には既に編綴の紐が解けてバラバラであったり、細かく分断された断簡状態であったため、その簡のみでは意味内容を把握することが困難である場合が多い。そのため、本論では一簡でも比較的容易に意味内容が判断できるものを対象とすることをお断りしておきたい。また、「郡県里爵名年」が揃って表記されている、いわゆる「名籍」と思しきものについては、個人の特定以外に使用される状況を想定することが非常に困難であることから、考察対象から除外した。

一 爵称記述のない内容・種類

1 稟食

稟食とは、食料支給のことであり、列挙する史料は「吏卒稟名籍」として分類されるもので、「被支給者・支給月・支給量・受け取り月日・受領者」が看取される。

鄣卒李就 塩三升 十二月食三石三斗三升 十一月庚申自取

(□254.24 図299)

收虜燧卒薛猛 十月食三石三斗三升 九月庚辰自取 (E.PT5:3)

不侵燧長石匡 正月食三石 正月辛巳自取 (E.PF22:85)

第二十三候長兒政 十月食一斛六斗 十一月丙申士吏翁取

(E.PT26:3)

令史田忠 十二月食三石三斗三升少 十一月庚申自取

(□133.7 図216)

指摘すべきは、被支給者が「卒」や「吏名」のみに因って特定されている点である。辺境漢簡群には、列挙した五例以外にも同一書式簡および稟食関係簡が多数確認されるが、管見の限り、被支給者を特定するために爵称を伴った記述は一件も発見できない。つまり、吏卒への食料支給は爵とは無関係に、ただ職位によって行われることから、爵称表記を必要としなかった、と考えられる。

2 稟食卒家族

卒の家族への食料支給を記述する内容で、「代表者・家族関係・性別・年齢区分・年齢・各支給量・総量」が看取される。「卒家属稟名籍」として分類される⁽⁸⁾。

妻大女君以年廿八用穀二石一斗六升大

①執胡燧卒富鳳 子使女始年七用穀一石六斗六升大

子未使女寄年三用穀一石一斗六升大 ●凡用穀五石

(□161.1 図294)

妻大女止氏年廿六用穀二石一斗六升大

②制虜燧卒周賢 子使女捐之年八用穀一石六斗六升大

子使男並年七用穀二石一斗六升大 ●凡用穀六石

(□27.4 図334)

③第四燧卒張霸

弟使男勳年七

見署用穀七石八升大

(□133.20 図218)

妻大女至年十九

④第卅一燧卒王敞

子小男駿年一

見在署用穀七斗六升少 □

(2000E57SFL:11)

内容的に①②(Aタイプ)と③④(Bタイプ)に分けることが可能であり、Aタイプを「配給を申請する書式」、Bタイプを「実際の配給」とする説もある⁽⁹⁾。用途的には、簡冒頭に記される代表者を除外した家族への食料支給量を明記した簡、とすることができよう。指摘すべきは、食料支給量が性別・年齢区分によって決定していることである。例えば、年齢区分では①において「子使女始」と「子未使女寄」の間に五斗の差が窺え、性別では①「子使女始」と②「子使男並」は同年齢であるものの五斗の差が窺える。また、代表者を特定する方法も「所属士卒十姓名」であり、爵称を伴わない。列挙する史料以外にも、辺境漢簡群に所見する同一書式(稟食卒家族)簡には、管見の限り爵称が伴う記述は一件も発見できない。これらのことから、当該書式簡の食料支給とその数量は、「卒の家族であること」、「性別」、「年齢」を条件として決定されており、爵称とは無関係であったことが考えられる。

3 奉銭(俸禄銭)

以下は、月単位で支給される俸禄銭についての記録である。「吏受奉名籍」として分類され⁽¹⁰⁾、その書式から幾つかのタイプに分けることが可能である。

タイプA「所属・職位・姓名・支給月・支給額」

廿八燧長程豊 十月奉九百 (□286.17・図301)

臨木候史斬望 十月奉銭九百

(E.P.T6:1)

タイプB 「所属・職位・姓名・未支給月・支給額」

居延甲渠候長張忠 未得正月尽三月積三月奉用钱三千六百已賦畢

(合355 図509)

居延甲渠平虜燧長孟章陽朔三年七月未得十月尽十二月積三月奉

(E.P.T5:27A)

タイプC 「所属・職位・名・除任年月日・未支給年月日・(支給額)」

司馬令史行倫始元六年七月甲子除 未得始元六年十月奉用钱四百八十

(合90.2、90.12、90.60 図9)

候丞定国始元四年十月庚寅除 未得始元六年六月奉用钱

(合90.32、90.3、90.21 図9)

タイプD 「所属・職位・姓名・除任年月日・未支給月・受領事実」

居延甲渠次吞燧長徐當時 未得七月尽九月積三月奉用钱千八百

神爵二年正月庚午除 已得賦銭千八百 (合57.8 図134)

廣谷隧長韓昌 未得本始三年正月尽三月積三月奉用钱千八百

元鳳元年六月辛丑除 已得河内賦銭千八百 (合498.8 図85)

以上、列挙したタイプ以外にも、異なる書式の記述は存在するが、辺境漢簡群に所見する「奉銭」支給関連の記事は、いづれも燧長以上の「職位」を有する者に限定されており、卒を支給対象とした記載は一件も発見できない。またタイプC・Dには、その職位に除任された年月日の記載とともに、未だに受領していない奉銭についての記述が併記されることから、奉銭が職位に対して行われることが明瞭である。つまり、「奉銭」支給関連の記述に爵称が併記されない理由とは、「奉銭」が爵位とは無関係に執行される事象であるため、と考えることができよう。

この他にも、「詣官簿(さまざまな用件で候官に出頭した際の記録)や、「寧」(父母・兄弟への服喪休暇)に関連する記述(合59.39 図329・合160.16 図512など)には、爵称の併記は一件も発見できないが、

いづれも本人の職位に基づいて実行される内容であることが、その理由と思われる。¹⁵⁾

以上のことは、当然のことを確認したに過ぎないが、記録内容によって爵称表記を不必要とする書式が存在することは、逆を言えば爵称を伴う記述には、爵称を必要とした理由があったことを間接的に証明する、と考えることが可能である。

1 爵称記述を有する内容・種類

1 辞

「辞」字によって分類できる記述は、¹⁶⁾ 辺境漢簡群において、現行のところ唯一、爵称表記が書式の一部であることを明確に判断できるものである。それは、「爵里年姓官除辞各如牒」(E.P.T5:271) とあることや、

□史商敢言之爰書鄣卒魏郡内安定里霍不職等五人□□□□敝劍庭
□刺傷狀先以証不言請出入罪人辞

□乃爰書不職等辞果爵里年姓各如牒不職等辞曰敝実劍庭自刺傷皆証
□所置辞審它如 (合335 図71)

とある傍線部や「辞皆曰名郡果爵里年姓官除各如牒」(E.P.T5:228) などによって傍証される。

「辞」とは供述のことで、その存在は秦代から確認されており、『睡虎地秦墓竹簡』「封診式」には「……男子甲自詣、辞曰、士五(伍)居某里……」(九六簡)や、「……訊丙、辞曰、乙妾也、無它坐……」(四三簡)とあり、自らの証言によって所属・身分呼称(爵称・臣・妾など)・犯罪事実などを明らかにする役割を有していたことが窺える。¹⁶⁾ いま辺境漢簡群から事例を挙げると、

河平元年九月戊戌朔丙辰不侵守候長士吏猛謹驗問不侵候史嚴辞曰士
伍居延鳴沙里年卅歲姓衣氏故

民今年八月癸酉除為不侵候史以日迹為職敵新除未有追逐器物自言尉

＝駿所曰母追逐物駿遣敵往來母過 (E.P.F59:1)

而不更言請辞所出入罪反罪之律弁告乃爰書驗問恭辞曰上造居延臨仁

＝里年廿八歲

姓秦氏往十余歲父母皆死與男同產兄良異居以更始三年五月中除為甲

＝渠吞遠燧長 (E.P.F22:330)

● 状辞曰公乘居延広地里年卅二歲姓孫氏建武六年正月申除為甲渠城

＝北候長以通燧火迹 (E.P.F22:355)

となる。「辞」によつて明らかにされる事項として「爵称・県・里・年

齡・姓・官除」が窺える。また「劾状辞曰公乘居延臨仁里年卅一歲姓母

□」(E.P.45:12 図131)、「● 状辞曰公乘居延宿中里□」(E.P.T68:44)、「●

状辞公乘居延中宿里年五十八歲姓張氏為甲渠」(E.P.T68:139) などに関

連して、「● 状辞皆曰名爵里年姓官除各如律皆□□」(E.P.T68:34) と

あることから、「辞」字が使用される場合、まずその対象者の身元を

明確にすることが求められている、ことが理解される。おそらくは漢代

において書式が整備されると、「辞」対象者が爵を有する場合には必ず

爵称記載がなされていた、と考えられる。

以上のことを踏まえて、次の史料をみてみよう。当該史料は全体が

三六簡 (E.P.F2:1-36) から構成され、「爰書」書式を考察対象とする

研究において、これまで多くの研究者に利用されてきた「候粟君所責寇

恩事」冊書と呼ばれるものである。出土当初、編綴の紐はすでになく、

簡の配置順序など問題とされたが、詳細な訴訟内容などへの考察は諸研

究に譲り、ここでは「辞」と爵称にのみ焦点を当てたい。いま行論に必

要な簡のみを挙げる。

① 建武三年十二月癸丑朔乙卯都郷番夫宮以廷所移甲渠候書召恩詣郷

＝先以証財物故不 (E.P.F22:1)

以実臧五百以上辞已定滿三日而不更言請(情)者以辞所出入罪反

＝罪之律弁告乃 (E.P.F22:2)

爰書驗問恩辞曰穎川昆陽市南里年六十六歲姓寇氏去年十二月中甲

＝渠令史 (E.P.F22:3)

② 建武三年十二月癸丑朔戊辰都郷番夫宮以廷所移甲渠候書召恩詣郷

＝先以証財物故不以实臧五百以上辞以定滿三日

而不更言請者以辞所出入罪反罪之律弁告乃爰書驗問恩辞曰穎川昆

＝陽市南里年六十六歲姓寇氏去年十二月 (E.P.F22:1)

③ 建武三年十二月癸丑朔辛未都郷番夫宮敢言之廷移甲渠候書曰去年

＝十二月中取客民寇恩為

就載魚五千頭到饑得就賣用牛一頭殺廿七石恩願沽出時行錢冊＝万

以得卅二万又借牛一頭 (E.P.F22:29)

となる。問題は、①と②「驗問」字直後の「辞」字以下、対象者「寇恩」

の身元を明らかにする箇所において「郡・県・里・年・姓」のみが表記

され、いま省略した当該冊書の他簡にも寇恩の爵称を明らかにする記述

が一切発見できない点にある。先述したように、「辞」は書式として「爵

県里年姓官除」の記載が求められ、前掲 E.P.F59:1 にも見られるように、

たとえ無爵の士伍であっても例外ではない。さらに、当該史料には爵称

のほか官除に関する記述もなされていない。しかし、「辞」に先行し

て「財物を証するに、故に実を以てせず臧すること五百以上にして、辞

已に定まりて三日を満たし、而るに更めて請(情)を言わざれば、辞の

出入する所の罪を以て反つて罪とするの律を以て弁告す」(E.P.F22:1-2)

とあるように、「辞曰」以下の記述は、律の規定に基づく訴訟への供述

であることから、爵称・官除の不記載が単なる書式の省略とは考え難い。

また、①と②の二度に渡る供述調書の確認⁶⁵⁾をしていることから、記載上

の記入漏れとも考え難く、意図的に記載しなかったと考えるのが穏当で

ある⁶⁶⁾。

以上の思考は、③から証左を得ることが出来る。すなわち、「客民寇恩」

とあることから「辞」対象者の寇恩が官吏ではなく民であったことが判明する。つまり、官除の不記載は単なる省略ではなく、記述すべき官除の事実がなかったことに起因している、と考えられる。すると、爵称が記載されない理由も同様に、寇恩が「辞」に記述すべき爵称を有していなかった、と捉えるのが自然である。

ここで強調しておきたいことは、一般民が士伍以上の爵称を有する漢代において、爵称を有しない「無爵称者」が存在した、と考えられることである。

2 庸卒

「庸」字はもともと、『漢書』卷五景帝紀三年春正月の詔「……吏発民若取庸采黄金珠玉者……」への韋昭注に、「発民、用其民。取庸、用其資以顧庸」とあることや、先述した「候粟君所責寇恩事」冊書中にも、「市庸平賈大男曰『斗為穀廿石』(E.P152:16)」とあることから解るように、代価による「雇用」全般の意味を有していた、と考えられる。しかし辺境漢簡群に散見する「庸」で爵称との関係を有する記述は、ほとんど卒(戍卒・田卒)に限定されているように思われる。例として、ほぼ欠損のない簡を挙げると、

- a 戍卒上黨郡屯留陽石里公乘趙柱年廿四 庸同県閿里公乘路通年卅
 || 三 有効 (敦 2077)
 - b 戍卒河東郡北屈務里公乘郭賞年廿六 庸同県横原里公乘間彭祖年
 || 卅五 (E.P151:86)
- とあり、その記述から「卒(戍卒)・郡・県・里・爵称・姓名・年齢・庸・県・里・爵称・姓名・年齢」が読み取れ、基本的な書式として考えられる。他の数例を挙げると、

- c 田卒大河郡平当西里公士昭遂年卅九庸卒里嚴德年卅九
 || (E.P303:13 図 13)

- d 田卒淮陽郡長平高里公士馮宋年廿五 取西華里公士呂舒年卅
 || (E.P15:50・51:40 図 66)
- e 濟陰郡定陶徐白大夫蔡守年卅七 庸同県隰陵大夫陳遂成年廿九
 || 第廿三 (E.P139A 図 乙拾壹版)
- f 張掖居延庫卒弘農郡陸渾河陽里大夫成更年廿四庸同県陽里大夫趙
 || 勳年廿九賈二万九千 (合 1702 図 117)
- g 廿七 庸同県少壯里公乘 光年卅九 (E.P152:234)
- h 南陽郡杜衍安里公乘張齋年廿六 庸同県安居里公乘張勝年廿八
 || (E.P152:240)
- i 年廿三 庸歩昌里公乘李母憂年卅一代 (E.P152:269)
- j 駕里公乘陳回年廿七 庸長親里公乘張拳年卅九 (E.P152:270)
- k 年廿五 庸同県 西里公乘 年卅八 (E.P152:308)

となる。簡の欠損や文字の異同の多少などあるが、前掲事例 a・b と比較すると、列挙した事例 c・k はすべて卒(戍卒・田卒)に関連して行われた、雇用者と被雇用者の関係を記した記録であった、と考えて差し支えない。²⁰⁾

注目すべきは、雇用者と被雇用者の爵称と年齢の関係である。両者の爵称と年齢を対応させた附表をみると、まず雇用者・被雇用者間の年齢に統一性がなく、最大一九歳の差を有する事例があることに気が付く。しかし爵称に関しては、両者の爵称が揃って判明する事例(a・b・c・d・e・f・h・j)をみると、cのみを除けば、まったく同一の爵称を有する者が雇用者・被雇用者の関係にあることが窺える。

ところで、兵役義務を負う者を辺境地域に派遣する戍卒(田卒も含め)制の徵発方法が、県単位で行われ現地に赴いたと考えられること、また事例にみられる被雇用者を特定する記述が「同県某里」となっていることから、庸もまた県単位で行われていた、と考えることができる。その

際、雇用者本人が被雇用者を求めて同県内の里を探し歩いたとは考え難く、²² 県によって徴発される戍卒と同様に被雇用希望者も県によって管理され、両者の組合せは県レベルで行われていた、と考えるのが自然だろう。雇用者と同じ爵称の者を被雇用者とする理由は不明だが、「庸卒」の組合せ選定に介入する官側の基準（意思）として、年齢よりも爵称が優先されていた、と考えることができよう。もつと言えば、里を離れた兵役（公事）においては、歯位よりも爵位が優先されていた、とも考えられる。

庸卒関連の記事には、爵称が記載されない簡もみられ、事例を挙げれば、

① 戍卒東郡清□成里宿□□ 庸同縣□ (E:PT52227)

② □里杜買奴年廿三庸北里吉□ (合221.30 函93)

③ 戍卒濟陰郡定陶堂里張昌□□□ 庸定陶東阿里斬奉□□ (敦1405)

④ 戍卒濟陰郡定陶安便里朱寬 庸定陶□□里□ (敦1406)

となる。このうち、④は凶版を見る限り年齢が明らかに記載されていないが、②は「里名・姓名・年齢」が完備され、先掲した事例群と同一書式簡であった可能性が高い。すると、爵称を有さない者も雇用者（戍卒対象者）とされることもあった、ことが示唆されていると言えよう。ちなみに先掲事例cは、無爵称者が被雇用者になり得たことを示す記事として認められよう。

むしろむすびにかえて

辺境漢簡群には「辞」や「庸」以外にも、爵称を有する事例で内容・種類を判断できるものに、功勞関連²³、除任関連²⁴、衣類支給関連²⁵などがあるが、それらの記述に爵称が併記される理由については推測を重ねるし

かない。

例えば功勞関連については、『漢書』卷一九百官公卿表の爵制を説明する記述に「以賞功勞(以て功勞を賞す)」とある記述に着目される。「勞」とは勤務日数のことであり、『同』卷二恵帝紀の冒頭に記される詔には「中郎・郎中満六歳、爵三級(中郎・郎中六歳を満たすは、爵三級)」とある。辺境漢簡群が書された前漢中期から後漢中期とは時代的に異なり、賜爵対象も極めて限定された内容ではあるが、勤務の長さによって賜爵される可能性を窺わせる。また時代が大幅に異なるが、『秦簡』「秦律十八種」軍爵律には「従軍当以勞論及賜、未拜而死、有罪法耐遷其後、及法耐遷者、皆不得受其爵及賜(軍に従いて勞を以て論及び賜に当たるも、未だ拜さずして死す、罪有りて其の後を耐遷に法する、及び耐遷に法さるる者、皆其の爵及び賜を受けるを得ず)」(一五三簡)とあり、斬首ではなく従軍日数のみによって賜爵される可能性のあることが記されている。これらのことから、功勞関係の記述に爵称表記がなされる理由を推測すると、その功勞によって爵位が変動する可能性があったため、と考えることもできよう。

除任関連については、爵位の高低による除任官位の上下は見られないが、漢代の任官は原則的に有爵称者を対象としていたと考えられること²⁶から、無爵称者か否かの確認であった可能性が考えられる。衣類支給関連については、もともと名籍簡だったものに衣類授受の内容を付加したもの、とも考えられる。²⁸

以上は、いづれも推測・憶測によるもので、爵称が記載される理由は判然としない。本稿で指摘すべき点は、①明らかに、爵称記載を必要としない内容・種類の簡が存在する。②一般民が士伍以上の爵称を有する漢代において、無爵称者が存在した。③公事においては、年齢よりも爵位が優先されていた可能性がある。のみに留めておきたい。ただ②「無爵称者の存在」については、筆者がこれまで提示してきた「庶人」³¹との

関連において、非常に重要であることを指摘しておきたい。

註

- (1) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』（東京大学出版会、一九六一）参照。
- (2) 一九三〇年額済納河流域漢代烽燧遺址から出土した、約一万枚にもおよぶ漢簡の総称。書写年代は、前漢中期～後漢中期とされる。永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎、一九八九）参照。なお釈文・簡番号は、謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡釈文合校』（文物出版社、一九八七）を基本とした。また図版として勞幹『居延漢簡図版之部』（中央研究院歴史語言研究所專刊之二一、一九五七）を参照。本稿では、同史料を提示する際、合校本の番号と図版の頁数を表記した。合は合校本番号、図は図版頁数を意味する。
- (3) 前掲註(2)永田氏著書参照。
- (4) 一九七三年額済納河流域漢代烽燧遺址から出土した、約二万枚にもおよぶ漢簡の総称。書写年代は、前漢中期～後漢前期とされる。出土場所が前掲註(2)居延漢簡と同じ居延であること、出土年代が新しいことから「新居延漢簡」あるいは「居延新簡」と呼ばれる。なお釈文・簡番号は、甘肅省文物考古研究所・甘肅省博物館・文化部古文獻研究室・中国社会科学院歴史研究所編『居延新簡 甲渠候官』（中華書局、一九九四）を基本とした。本稿にて、「EP」から始まり提示されている史料は、当該史料となる。
- (5) 一九〇七年から一九八八年に懸けて、敦煌・安西・玉門・酒泉などの地域から出土した合計二四八五枚の簡牘群の総称。なお釈文・簡番号は、甘肅省文物考古研究所編『敦煌漢簡』（中華書局、一九九一）、および大庭脩『大英図書館蔵敦煌漢簡』（同朋舎、一九九〇）を基本とした。本稿にて「敦」字と番号で提示される史

料は、当該史料となる。

- (6) 一九九九年から二〇〇二年の間に額済納旗漢代烽燧遺址より出土した五百枚余の簡牘群。書写年代は、前漢宣帝期から後漢光武帝期頃とされる。なお釈文・簡番号は、魏堅主編『額済納漢簡』（広西師範大学出版社、二〇〇五）を基本とした。本稿中「2000」から始まり提示される史料は、当該史料となる。
- (7) 前掲註(2)永田氏著書第一部第一章参照。
- (8) 前掲註(2)永田氏著書第一部第一章参照。
- (9) 森 鹿三「居延出土の卒家属稟名籍について」（『立命館文学』一八〇、一九六〇）参照。ただし、森氏の使用する史料は居延漢簡であり、本論で「額済納漢簡」を追加しての分類は書式による類推である。
- (10) E.P.F25:17(Aタイプ)や、合19420 図315(Bタイプ)などがある。
- (11) 前掲註(2)永田氏著書第一部第一章参照。
- (12) 「詣官」簿については永田英正「居延漢簡にみる侯官についての一試論——破城出土の「詣官」簿を中心として——」（『史林』五六—五、一九七三、前掲註(2)永田氏著書所収）参照。
- (13) 例えば「寧」については、張家山漢簡二四七号漢墓竹簡整理小組編『奏讞書』（文物出版社、二〇〇一）案例二二に引かれる律に、「諸有県官事、而父母若妻死者、歸寧卅日、大父母・同産十五日」とあり、また『漢書』卷七九馮野王伝の如淳注に「謁者、自白得告也。律、吏二千石以上告婦・歸寧、道不過行在所者、便道之官無辞」とあることから、寧が職位によって行われることが窺える。
- (14) 本論に挙げるもの以外では、合206 図33・合456.4 図ではE.P.T68:93・E.P.T68:107・E.P.T68:115・E.P.T68:220・E.P.F22:330・E.P.F22:353・E.P.S4.T2:7などがある。

- (15) 睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(以下『秦簡』)(文物出版社、一九九〇)「封診式」には、この他にも「辞」の事例が散見する。いま簡番号のみを記せば、一三・一七・九六である。
- (16) 舩山 明『中国古代訴訟制度の研究』(京都大学学術出版、二〇〇六) 参照。
- (17) 本冊書に対する専論として、大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二) 第五篇第二章補論、鷹取祐司「自証爰書の運用——『候粟君所責寇恩事』冊書の二通の自証爰書に対する疑問——」(『古代文化』五二、二〇〇〇)、同氏「候粟君所責寇恩事」冊書の再検討——漢代債権回収請求訴訟の考察にむけて——」(『大阪産業大学論集』(人文科学編) 一〇八、二〇〇二)、同氏「漢代の債権回収請求訴訟——『候粟君所責寇恩事』冊書の分析から——」(『大阪産業大学論集』(人文科学編) 一一七、二〇〇五)、前掲註(16)舩山氏著書第三〜四章参照。
- (18) 一回目 (E.P.F22:1 ~ 20) 又二回目 (E.P.F22:21 ~ 28) は別日じ、一回目から二回目までは十六日間の時間差がある。
- (19) 前漢初呂后期の律令を反映していると考えられる張家山漢簡二四七号漢墓竹簡整理小組編『二年律令』(文物出版社、二〇〇一)「盜律」には、「盜贓値過六百六十錢、黥城旦舂。六百六十到二百廿錢、完為城旦舂。不盈二百廿到百一十錢、耐為隸臣妾。不盈百一十到廿二錢、罰金四兩……」(五五〜五六簡)とある。この規定によれば、五百錢の贓罪は完城旦舂に当たり、爵称が剝奪されて身分呼称として城旦舂を冠することになる。ちなみに統一秦の状況を反映してると考えられる中国文物研究所編『龍崗秦簡』(中華書局、二〇〇一)には、「二百廿錢到百一十錢、耐為隸臣妾」(四〇簡)とある。漢代、贓罪は嚴罰に処する傾向を有しており、『漢書』卷十五表には「候德天嗣、鴻嘉二年、坐恐獨國人、受財藏五百以上、免。」とある。
- (20) 謝桂華「漢簡和漢代的取庸代戍制度」(甘肅文物考古研究所編『秦簡牘論文集』甘肅人民出版社、一九八九) 参照。
- (21) 鷹取祐司「漢代戍卒の徵發と就役地への移動」(『古代文化』四九—一〇、一九九七) 参照。
- (22) 漢代において、県の卒として輪番を勤める者のことを「更卒」というが、その輪番を避けることを「過更」といい、その為の代償費用を「過更錢」という。免番する者は、その過更錢のみを官に支払い、身代わり者を探すことは無かったと考えられる。浜口重国『秦漢隋唐史の研究』上巻、第二部第一(東京大学出版会、一九六六) 参照。
- (23) 例えば、低級爵を所持する者ほど庸賃が安くなるのであれば、低級爵または無爵称者などを被雇用者に選定するほうが、雇用者やそれを管理する官吏機構(県レベル)にとっても有益であり、被雇用者に低級爵所持者を選定する傾向になっても不思議ではない。その傾向がみられないことは、雇用・被雇用者の関係に爵級が深く関わっていた可能性を示唆する。
- (24) 合 137 図 39 ・ 合 37.57 図 137 ・ E.P.T50:10 ・ E.P.T56:99 ・ 敦 1854 な^ㄱ。
- (25) 合 10.17 図 13 ・ 合 225.11 図 308 ・ E.P.T51:11 ・ E.P.F22:440 ・ 敦 2178 な^ㄱ。
- (26) 合 19.36 図 5 ・ 合 303.40 図 11 ・ 合 509.2 図 71 ・ 合 509.30 図 81 な^ㄱ。
- (27) 大庭脩『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二) 第四篇第六章参照。佐藤達郎「功次による昇進制度の形成」(『東洋史研究』五八—四、二〇〇〇)では、勤務日数「勞」が「功」へ読み替えられるこ

附表

	雇用者		被雇用者		年齢差
	爵称	年齢	爵称	年齢	
a	公乗	24	公乗	33	9
b	公乗	26	公乗	45	19
c	公士	39	無爵称	39	0
d	公士	25	公士		不明
e	大夫	47	大夫	29	18
f	大夫	24	大夫	29	5
g		27	公乗	39	12
h	公乗	26	公乗	28	2
i		23	公乗	41	18
j	公乗	27	公乗	39	12
k		25	公乗	38	13

とを指摘し、「劣」による爵級獲得にも言及する。

(28) 高村武幸「二十等爵制の意味について——居延における軍事関係官職と爵位の関係から——」(『明大アジア史論集』創刊号、一九九七)にも言及されている。

(29) 拙稿「張家山漢簡二年律令にみえる爵制——「庶人」の理解を中心として——」(『鴨台史学』六、二〇〇六)、「庶人」の語義と漢代の身分秩序」(『大正大学東洋史研究』創刊号、二〇〇八)参照。

(30) 前掲註(26)に挙げたものは、いづれも名籍簡と思しきものに別筆で衣料内容を附加したと考えられる。

(31) 前掲註(29)拙稿参照。

本論文は、過去の研究者が手に取ることができなかった出土史料によって得られた新たな知見を手掛かりに、漢代の爵制、刑罰制、および律令の三点を捉え、従来とは異なる視点から漢代身分秩序を考察し、支配形態の一端を明らかにすることを目的とした。

まず第一章においては、問題設定として、漢代「里内」の身分的な秩序として直ちに想起される「爵制的秩序」には、皇帝から贈与される爵位序列が果して、郷里秩序に関与して規律することが可能か否か、を検討課題とした。その際、これまで民爵贈与などによる身分標識（爵称）の上昇の側面に焦点が当てられた研究内容とは反対に、犯罪行為への罰則として行なわれる身分標識の下降的転換（爵称↓労働刑名）に着目して考察を展開した。小結としては、皇帝によって制度として施行された「爵称」と「労働刑名」が、他律的な序列秩序とされる一面のみではなく、一般民の主體的な意思によつて変化を加えることが可能な身分秩序システムであり、身分標識を有する者の相互間に、主體的に序列を意識させることを可能としていた、ことを述べた。

第二章においては、いわゆる西北辺境地域から出土した居延漢簡などの漢簡群に、身分標識としての爵称を使用して個人を特定していた、と考え得る記述が多数みられる一方で、個人名に爵称記述を伴わない記載も多数確認できることから、爵称表記を必要とする書式と、そうでない書式の区別がなされており、爵が機能する特定な「場・状況」が存在したのではないか、という問題意識のもとに辺境簡牘群にみられる事例を検証した。

第三章においては、『史記』『漢書』『後漢書』を中心として、文献資料に確認される身分標識（「爵称」および「労働刑名」）を有する個人を

抜き出し、提示することを第一の目的とした。その上で、かつての研究が得られなかった出土史料（『二年律令』や『秦讞書』など）による知見を加えて、多少の解説を試みた。特に、かつての犯罪者が爵を奪われた場合のみ冠するもの、とされてきた「士伍」については「無爵の一般民」と理解すべきことを述べた。

第四章においては、新出土史料『二年律令』から、かつての爵制研究者が得られなかった知見が提供されたことによつて、漢代爵制について再検討すべき内容を提示した。特に、本論文の根幹に関わる重要事項である「庶人」の存在形態について、徴兵制を意図した戦国秦の傳制の施行に起因して「農耕に従事する者（農民）」が庶人のカテゴリーから完全に分離され、春秋中期以前からの本質こそ変わらないが、「戦闘に参加できない存在」↓「傳されない者」↓「徭役・兵役・士官から除外される者」を表す法律・身分用語として新たに成立したのが秦漢時代の「庶人」の語義であった、ことを述べた。

第五章においては、『史記』『漢書』など文献資料から得られる「庶人」への理解を提示することを目的とした。「庶人」が、爵称よりも下位で、奴婢・労働刑名より上位の身分標識として考えられることから、「庶人」は有爵称者と奴婢・労働刑名者の狭間に位置して、身分標識すべてを同一直線上に序列化する役割を果たしていた、ことを述べた。

第六章においては、秦漢時代の「庶人」は一般民とは異なる存在ではあるが、「民」の一部として扱われており漢代「民爵贈与」の対象者であった、可能性を提示することを目的とした。その上で、「庶人」の存在形態と機能が、秦代軍功爵制度から漢代民爵贈与制度への移行に重要な関連性を有していたことを指摘した。

結論では、第一章から六章までをまとめ、すでに戦国秦代において基本的な構造が完成されていた、漢代の身分秩序は、いわゆる漢代二十等爵制度と、刑罰制度、および律令が密接に関連して形成されており、他

律的に形成されてはいるものの、被支配者が主体的な行動によって変化させることが可能な機能が内包され、自立的秩序への浸透が十分に可能な身分秩序システムとして構築されていた、ことを述べた。特に秦漢時代の「庶人」の特殊な存在形態が、秦代軍功爵制度から漢代民爵贈与制度への移行に大きく関与し、さらに「庶人」と民爵贈与との相互的な効果によって、漢代身分秩序が維持されていた、ことを指摘して結んだ。